○九州地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	武雄市北方町大字大崎字二本松原田一〇二三番一から同市北方町大字大崎字丁ノ坪八七〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月四日

○沖縄総合事務局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二日

沖縄総合事務局長　能登　靖

		変更前	変更後
㈠	道路の種類	一般国道	
㈡	路線名	三百三十一号	
㈢	道路の区域		
	区間	敷地の幅員	延長
	糸満市字摩文仁石嶺原一九八番一から同市字摩文仁石嶺原一九三番一まで	前 二五・〇〇～二八・二〇メートル 後 二五・二〇～四七・九〇メートル	〇・〇六七キロメートル 〇・〇六七

㈣　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

一月三十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

護衛艦「いずも」の改修に関する質問主意書（初鹿明博提出）

参議院

議事日程

二月一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

平成三十年二月一日（木曜日）

午後三時三十分開議

第一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

質問主意書提出

一月三十一日議員から次の質問主意書が提出された。

米軍北部訓練場の返還跡地の支障除去等に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第七号）

在沖縄米軍の航空機事故等に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第八号）

報告書提出

一月三十一日委員長から次の報告書を提出した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案（衆第一号）審査報告書

人事異動

内閣

（岐阜地方裁判所判事補）判事補　足羽　麦子

（東京簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　松原　義昭

（郡山簡易裁判所判事）同　齋藤　和政

願に依り本官を免ずる（各通）（一月三十一日）

法務省

○定年退官

相模原区検察庁副検事冨岡豊は、検察庁法第二十二条の規定により一月二十五日限り定年退官

最高裁判所

横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　近藤　宏子

静岡家庭裁判所判事に補する

静岡家庭裁判所長を命ずる

静岡簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　景山　太郎

横浜地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

横浜簡易裁判所判事に補する（以上一月二十四日）

○定年退官

高等裁判所長官井上弘通は一月二十三日限り定年退官

判事山崎まさよは一月二十三日限り定年退官

皇室事項

御答信

天皇陛下から平成二十九年十一月二十七日モーリタニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十六日御答信があった。

御答電

天皇陛下から平成二十九年十二月十五日バーレーン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、一月十日御答電があった。

天皇陛下から平成二十九年十二月二十八日キューバ国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十一日御答電があった。

官庁報告

国家試験

公認心理師試験の施行

公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第6条の規定により、第1回公認心理師試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人日本心理研修センター（以下「センター」という。）が行う。

平成30年2月2日

文部科学大臣　林　芳正

厚生労働大臣　加藤　勝信

1　試験期日　平成30年9月9日（日曜日）

2　試験地　東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県

3　試験の方法

(1)　試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害のある者等については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2)　出題形式は五肢又は四肢択一を基本とする多肢選択形式とする。

4　受験資格　次のいずれかに該当する者

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第4条第1項に定める者

なお、大学での必要な科目は次のアのとおり（施行規則第1条に掲げる科目）、また、大学院での必要な科目は次のイのとおり（施行規則第2条に掲げる科目）であること。

ア　施行規則第1条に掲げる科目

①　公認心理師の職責
②　心理学概論
③　臨床心理学概論
④　心理学研究法
⑤　心理学統計法
⑥　心理学実験
⑦　知覚・認知心理学
⑧　学習・言語心理学
⑨　感情・人格心理学
⑩　神経・生理心理学
⑪　社会・集団・家族心理学
⑫　発達心理学
⑬　障害者・障害児心理学
⑭　心理的アセスメント
⑮　心理学的支援法